

教科に関する専門的事項の改正内容

令和5年9月27日付通知をもとに作成

- ◆ 全般的事項
 - 経過措置により、既に修得した又は卒業までに修得する改正前の科目区分の科目は、基本的に改正後の科目として読み替えが可能。在学者について、改正前の科目で履修させた上で経過措置による読み替えを行うか、改正後の科目に変更した上で履修させるかは、大学の状況に応じて判断すること。在学者にも改正後の科目を履修させる場合は、在学者にも適用する旨の変更届による手続を行う。

- ◆ 各教科
- 理科（中学校）

改正前科目区分	改正後科目区分	改正内容	経過措置	条文
物理学	物理学	○「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を統合し、「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の1科目区分とする。また、それぞれの「（コンピュータ活用を含む。）」について削除する。 ○中学校理科科目区分の「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」については、物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験のいずれの内容も扱うこととする。	■物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験のすべての単位を修得した者 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに、改正前の施行規則における「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」及び「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」に関する内容を全て修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を全て修得している場合については、改正後の施行規則における「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」に関する内容を修得したものとみなす。 ■物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験の一部の単位を修得した者 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者で、これを卒業するまでに「改正前科目区分」に関する単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合（上記の経過措置を適用する場合を除く。）について、改正前科目区分に関する単位は、科目区分「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」に関する科目の単位としてみなすことができる。	附則 第2条 第2項 第5項
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）			
化学	化学			
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学実験（コンピュータ活用を含む。）			
生物学	生物学			
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）			
地学	地学			
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学実験（コンピュータ活用を含む。）			
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験			

- 理科（高等学校）

改正前科目区分	改正後科目区分	改正内容	経過措置	条文
物理学	物理学			
化学	化学			
生物学	生物学			
地学	地学			
「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」のうち、それぞれの「（コンピュータ活用を含む。）」について削除する。	令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなす。	附則 第2条 第1項

■ 情報（高等学校）

改正前科目区分	改正後科目区分	改正内容	経過措置	条文
情報社会・情報倫理	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理		<p>■情報社会・情報倫理と情報と職業の両方の単位を修得した者 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」に関する内容をいずれも修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容をいずれも修得している場合については、改正後の施行規則における「情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理」に関する内容を修得したものとみなす。</p> <p>■情報社会・情報倫理と情報と職業のいずれかの単位を修得した者 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者で、これを卒業するまでに「改正前科目区分」に関する単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合（上記の経過措置を適用する場合を除く。）について、改正前科目区分に関する単位は、科目区分「情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理」に関する科目の単位としてみなすことができる。</p>	附則第2条第4項第6項
コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	コンピュータ・情報処理 （実習を含む。）	「コンピュータ・情報処理（実習を含む。）」のうち、「（実習を含む。）」を削除する。	令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなす。	附則第2条第1項
情報システム（実習を含む。）	情報システム （実習を含む。）	「情報システム（実習を含む。）」のうち、「（実習を含む。）」を削除する。		
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報通信ネットワーク （実習を含む。）	「情報通信ネットワーク（実習を含む。）」のうち、「（実習を含む。）」を削除する。		
マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	マルチメディア表現・マルチメディア技術 （実習を含む。）	「マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）」のうち、「（実習を含む。）」を削除する。		
情報と職業			<p>■情報社会・情報倫理と情報と職業の両方の単位を修得した者 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」に関する内容をいずれも修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容をいずれも修得している場合については、改正後の施行規則における「情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理」に関する内容を修得したものとみなす。</p> <p>■情報社会・情報倫理と情報と職業のいずれかの単位を修得した者 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者で、これを卒業するまでに「改正前科目区分」に関する単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合（上記の経過措置を適用する場合を除く。）について、改正前科目区分に関する単位は、科目区分「情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理」に関する科目の単位としてみなすことができる。</p>	附則第2条第4項第6項

■ 家庭（中学校）

改正前科目区分	改正後科目区分	改正内容	経過措置	条文
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）			
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服製作実習を含む。）	「被服学（被服製作実習を含む。）」の「（被服製作実習を含む。）」を「（被服実習を含む。）」とする。	令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに「被服学（被服製作実習を含む。）」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ「被服学（被服実習を含む。）」に関する内容を修得したものとみなす。	附則第2条第1項
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）			
住居学	住居学	（実習を含む。）の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。		
保育学（実習を含む。）	保育学（ 実習を含む。 ）	「保育学（実習を含む。）」のうち、「（実習を含む。）」を削除する。 （実習を含む。）の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。	令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに「保育学（実習を含む。）」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ「保育学」に関する内容を修得したものとみなす。	附則第2条第1項

■ 家庭（高等学校）

改正前科目区分	改正後科目区分	改正内容	経過措置	条文
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）			
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服製作実習を含む。）	「被服学（被服製作実習を含む。）」の「（被服製作実習を含む。）」を「（被服実習を含む。）」とする。	令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに「被服学（被服製作実習を含む。）」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、「被服学（被服実習を含む。）」に関する内容を修得したものとみなす。	附則第2条第1項
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）			
住居学（製図を含む。）	住居学（ 製図を含む。 ）	「住居学（製図を含む。）」のうち、「（製図を含む。）」を削除する。 （実習を含む。）の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。	令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなす。	附則第2条第1項
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学（ 実習及び家庭看護を含む。 ）	「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」のうち、「（実習及び家庭看護を含む。）」を削除する。 （実習を含む。）の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。		
家庭電気・家庭機械・情報処理	家庭電気・ 家庭機械 ・情報処理	「家庭電気・家庭機械・情報処理」を削除する。	令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者で、これを卒業するまでに「改正前科目区分」に関する単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合について、改正前科目区分に関する単位は、それぞれ家庭の『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位としてみなすことができる。	附則第2条第6項

■ 技術（中学校）

改正前科目区分	改正後科目区分	改正内容	経過措置	条文
木材加工（製図及び実習を含む。）	材料加工（実習を含む。）	「材料加工（実習を含む。）」については、あらゆる種類の材料の加工を網羅する必要はなく、特定の材料（木材、金属、プラスチックなど）の加工について一般的包括的な内容を扱うものであれば、施行規則第4条第1項表備考第二号に定める「教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない」との要件（以下「一般的包括的要件」という。）を満たすものとする。	令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「技術」に係る教科専門の科目区分のうち「木材加工（製図及び実習を含む。）」若しくは「金属加工（製図及び実習を含む。）」のいずれかに関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、改正後の施行規則における「材料加工（実習を含む。）」に関する内容を修得したものとみなす。	附則第2条第1項
金属加工（製図及び実習を含む。）				
機械（実習を含む。）	機械・電気（実習を含む。）	「機械・電気（実習を含む。）」については、機械及び電気のどちらの内容も扱うこととする。	<p>■機械（実習を含む。）と電気（実習を含む。）の両方の単位を修得した者 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における「機械（実習を含む。）」及び「電気（実習を含む。）」に関する内容をいずれも修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容をいずれも修得している場合については、改正後の施行規則における「機械・電気（実習を含む。）」に関する内容を修得したものとみなす。</p> <p>■機械（実習を含む。）と電気（実習を含む。）の一部の単位を修得した者 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者で、これを卒業するまでに「改正前科目区分」に関する単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合（上記の経過措置を適用する場合を除く。）について、改正前科目区分に関する単位は、科目区分「機械・電気（実習を含む。）」に関する科目の単位としてみなすことができる。</p>	附則第2条第3項第5項
電気（実習を含む。）				
栽培（実習を含む。）	生物育成	「生物育成」については、あらゆる種類の生物の育成を網羅する必要は無く、特定の生物（作物、動物、水産生物など）の育成について一般的包括的な内容を扱うものであれば、一般的包括的要件を満たすものとする。 （実習を含む。）の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。	令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなす。	附則第2条第1項
情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報とコンピュータ	（実習を含む。）の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。		